

令和2年第1回中間市議会定例会会期日程（案）

（会 期 3月3日～3月27日：25日間）

月	日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
3月	3日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 諮問第1号～諮問第2号 3. 第1号議案～第34号議案 4. 請願第1号 「 議案上程・提案理由説明 「 質疑・討論・採決 」 」
3月	4日	水	休 会		
3月	5日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 第1号議案～第24号議案 「 質疑・委員会付託 」
3月	6日	金	休 会		
3月	7日	土	休 会		
3月	8日	日	休 会		
3月	9日	月	休 会	委員会	
3月	10日	火	休 会	委員会	
3月	11日	水	休 会	委員会	
3月	12日	木	休 会		
3月	13日	金	開 議 午前10時		1. 第1号議案～第34号議案 2. 請願第1号 「 委員長報告・質疑・討論・採決 「 委員会付託 」 」
3月	14日	土	休 会		
3月	15日	日	休 会		
3月	16日	月	休 会	委員会	
3月	17日	火	休 会		
3月	18日	水	休 会	委員会	
3月	19日	木	休 会	委員会	
3月	20日	金	休 会		
3月	21日	土	休 会		
3月	22日	日	休 会		
3月	23日	月	休 会		
3月	24日	火	休 会	委員会	
3月	25日	水	休 会		
3月	26日	木	休 会		
3月	27日	金	開 議 午前10時		1. 第25号議案～第35号議案 2. 議員提出議案第1号 3. 請願第1号 4. 意見書案第1号～意見書案第4号 「 議案上程・提案理由説明 「 委員長報告・質疑・討論・採決 」 」

諸 般 の 報 告

第1回中間市議会定例会

令和2年3月3日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和元年12月5日、6日、20日、23日、令和2年1月17日、31日、2月20日、21日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 令和元年度6月分～10月分 |
| (2) 水道事業会計 | 令和元年度6月分～8月分 |
| (3) 病院事業会計 | 令和元年度5月分～6月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和元年12月5日、令和2年1月16日、2月14日、20日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|---------------|--------|
| (1) 学 校 指 導 課 | 平成30年度 |
| (2) 契 約 課 | 平成29年度 |
| | 平成30年度 |
| (3) 下 水 道 課 | 平成29年度 |
| | 平成30年度 |
| (4) 生 活 支 援 課 | 平成29年度 |
| | 平成30年度 |
| (5) 議 会 事 務 局 | 平成29年度 |
| | 平成30年度 |

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体監査報告書を、令和2年1月16日付で監査委員から下記のとおり受領した。

記

(1) 社会福祉法人中間市社会福祉協議会 平成29年度、平成30年度

4. 地方自治法第199条第9項の規定により、出資団体監査報告書を、令和2年2月12日付で監査委員から下記のとおり受領した。

記

(1) 公益財団法人中間市文化振興財団 平成29年度、平成30年度

5. 地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告書を、令和2年2月21日付で市長から下記のとおり受領した。

記

(1) 損害賠償の額を定め、和解することについて

・相手方 北九州市在住 男性

・事故の概要 事故発生日時 令和元年11月1日（金）午後3時30分頃

事故の発生場所 中間市岩瀬一丁目4番交差点

事故の状況 市が校区まちづくり協議会の活動のために中間北校区まちづくり協議会に貸し付けた公用車が、同協議会の活動である青パト防犯パトロールの実施のために市道下蓮花寺12号線から市道通谷・鳴王寺線方向に向けて事故の発生場所を走行中に、市道鳴王寺・塘ノ内線を中央公民館方向に走行してきた相手方車両に衝突した。これにより、相手方車両については後方左側フェンダーの損傷が、公用車については前方右側のバンパーの損傷及び運転席ドアの開閉不良が生じた。

・損害賠償の額 112,000円

(意見書の提出)

令和元年12月17日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対してそれぞれ送付した。

記

- (1) 令和元年台風19号等からの復旧、復興に向けた対策を求める意見書
- (2) 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書
- (3) 日米貿易協定の中止を求める意見書
- (4) 国による農業の立て直しを求める意見書
- (5) 主要農作物種子法に代わる福岡県独自の条例制定を求める意見書

令和2年 第1回 3月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

令和2年3月3日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

令和2年3月3日 午前10時00分開会

日程第 1 会期の決定

日程第 2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 3 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

(日程第2～日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 4 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
(日程第4 提案理由説明)

日程第 5 第1号議案 令和元年度中間市一般会計補正予算 (第4号)

日程第 6 第2号議案 令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)

日程第 7 第3号議案 令和元年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

日程第 8 第4号議案 令和元年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)

日程第 9 第5号議案 令和元年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

日程第10 第6号議案 令和元年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)
(日程第5～日程第10 提案理由説明)

日程第11 第7号議案 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例

日程第12 第8号議案 中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 第9号議案 中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第14 第10号議案 中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例

日程第15 第11号議案 中間市コンプライアンス条例及び中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第16 第12号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例

日程第17 第13号議案 中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 8	第 1 4 号議案	中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 1 9	第 1 5 号議案	中間市長寿祝金条例の一部を改正する条例
日程第 2 0	第 1 6 号議案	中間市地域総合福祉会館設置条例の一部を改正する条例
日程第 2 1	第 1 7 号議案	中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 2	第 1 8 号議案	中間市人権センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 3	第 1 9 号議案	中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 2 4	第 2 0 号議案	中間市介護保険条例の一部を改正する条例
日程第 2 5	第 2 1 号議案	中間市市営住宅条例の一部を改正する条例 (日程第 1 1～日程第 2 5 提案理由説明)
日程第 2 6	第 2 2 号議案	中間市出張所設置条例を廃止する条例 (日程第 2 6 提案理由説明)
日程第 2 7	第 2 3 号議案	中鶴地区定住促進住宅（1 期）整備事業契約について
日程第 2 8	第 2 4 号議案	中鶴更新住宅（2 期）新築工事（建築工事）請負契約について (日程第 2 7～日程第 2 8 提案理由説明)
日程第 2 9	第 2 5 号議案	令和 2 年度中間市一般会計予算
日程第 3 0	第 2 6 号議案	令和 2 年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
日程第 3 1	第 2 7 号議案	令和 2 年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
日程第 3 2	第 2 8 号議案	令和 2 年度中間市地域下水道事業特別会計予算
日程第 3 3	第 2 9 号議案	令和 2 年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
日程第 3 4	第 3 0 号議案	令和 2 年度中間市介護保険事業特別会計予算
日程第 3 5	第 3 1 号議案	令和 2 年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 3 6	第 3 2 号議案	令和 2 年度中間市公共下水道事業会計予算
日程第 3 7	第 3 3 号議案	令和 2 年度中間市水道事業会計予算
日程第 3 8	第 3 4 号議案	令和 2 年度中間市病院事業会計予算 (日程第 2 9～日程第 3 8 提案理由説明)
日程第 3 9	請 願 第 1 号	地域総合福祉会館「ハピネスなかま」を存続し、福祉施設を守る請願 (日程第 3 9 趣旨説明)
日程第 4 0	会議録署名議員の指名	

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1 番	植本 種實君	2 番	小林 信一君
3 番	堀田 克也君	4 番	柴田 芳信君
5 番	田口 澄雄君	7 番	掛田るみ子君
8 番	草場 満彦君	9 番	中尾 淳子君
10 番	山本 慎悟君	11 番	安田 明美君
12 番	梅澤 恭徳君	13 番	柴田 広辞君
14 番	中野 勝寛君	15 番	井上 太一君
16 番	下川 俊秀君		

欠席議員（1名）

6 番 田中多輝子君

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	福田 浩君	副市長	白尾 啓介君
教育長	片平 慎一君	総務部長	園田 孝君
市長公室長	田中 英敏君	市民部長	安徳 保君
保健福祉部長	船津喜久男君	建設産業部長	藤田 宜久君
教育部長	佐伯 道雄君		
環境上下水道部長			井上 一君
市立病院事務長 ...	貞末 孝光君	消防長	三船 時彦君
総務課長	後藤 謙治君	財政課長	蔵元 洋一君
企画政策課長	濱田 学君	市民課長	松原 邦加君
人権男女共同参画課長			大庭 省二君
福祉支援課長	亀井 誠君	健康増進課長	岩河内弘子君
こども未来課長 ...	平川 佳子君	介護保険課長	冷牟田 均君
都市計画課長	白石 和也君	上水道課長	田中 秀一君
下水道課長	高田洋次郎君	市立病院課長	末廣 勝彦君

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 拓生君 書 記 谷山 隆二君

書 記 志垣 憲一君

書 記 石田 花野君

午前10時00分開会

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。

会議に入ります前に、福岡市長から報告したい旨の申し出がありますので、これをお受けしたいと思います。福岡市長。

○市長（福田 浩君）

皆様、おはようございます。

まず最初に、マスクをつけての発言をさせていただくこと、ご了承ください。よろしくお願いいたします。

中華人民共和国湖北省武漢市を中心とした新型コロナウイルス感染症、これは世界的な拡大を見せており、既に感染者数は8万人を超えたと報じられております。日本国内においても各地で感染経路が明らかでない感染者、こちらが報告され、さらに亡くなられた方々もおられるなど、事態が深刻化しております。感染者の皆様の1日でも早いご回復とともに、亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。

福岡県内においては、2月20日に福岡市で2名の感染者の報告があり、その後、3月1日に北九州市で1名の感染者報告がございました。この県内での感染者発生につきまして、感染経路はいまだ判明していない状況でございます。本市では、市民の多くが通勤・通学や買い物、あるいは通院などで日常生活や経済活動において両市とは常時かわりを持っております。このような状況にありますことから、両市へ行き来する本市の市民がどうウイルス感染者と接触する危険性が全くないとは言えず、本市においても感染者発生のおそれは十分に考えられます。

以上のような状況下で、本市はまず、新型コロナウイルス感染症の情勢の変化に迅速に対応すべく、2月14日付で事務者レベルの新型コロナウイルス感染症対策室を設置いたしました。さらに、2月20日の県内感染者確認を受け、同日付で私を本部長とした市幹部職員による新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、新型コロナウイルス感染症の予防と蔓延防止に組織的・効果的に対応できる体制づくり、本日まで3回の対策会議を開催し、情報共有と対策方針の確認を行っているところでございます。国・県の指示のもと、関係機関と連携し、適切に、迅速に対応することを確認いたしております。

市民の皆様には一時的にご不便をおかけすることもございますが、感染拡大の防止に全力で努めてまいり所存でございますので、議員の皆様のご理解及び支援を賜りますようお願いいたしまして、市長報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回中間市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配付しております。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

また、今定例会から、議員、議会事務局職員に、タブレット等の議場への持ち込みを許可しておりますので、ご報告いたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から3月27日までの25日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は25日間と決しました。

日程第2. 諮問第1号

日程第3. 諮問第2号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第2、諮問第1号及び日程第3、諮問第2号の諮問2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、本市の人権擁護委員であります有馬周子氏の任期が本年6月30日で満了となります。つきましては、法務大臣から福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がございましたので、これまで基本的人権の擁護という広範かつ重要な仕事に熱意を持って取り組んでこられました同氏を引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、本市の人権擁護委員であります山中栄夫氏の任期が本年6月30日で満了となります。つきましては、法務大臣から福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がございましたので、これまで基本的人権の擁護という広範かつ重要な仕事に熱意を持って取り組んでこられました同氏を引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより諮問2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号については、候補者を適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任と認めることに決定いたしました。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号については、候補者を適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は適任と認めることに決定いたしました。

日程第2. 承認第1号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第4、承認第1号専決処分を報告し、承認を求めることについて（損害賠償の額を定め、和解することについて）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第1号損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

昨年10月15日午前10時20分ごろ、本市職員が刈り払い機を使用して中間市道路線であります御館・通谷線の道路維持に係る除草作業を行っていたところ、石がはね、隣接する中間市立病院の駐車場にとまっていた中間市在住の男性が所有する車両に当たり、損傷を与えました。

本件事故につきましては、作業の実施に当たり、防護板を設置して飛び石対策を講じている中で、想定外の方に石が飛んだことにより生じたものでございます。

本件につきましては、早急に示談をし、相手方に対して損害を賠償する必要がありましたことから、相手方と本年1月6日付で損害賠償の額を52万9,000円とし、和解することにつきまして専決処分といたしました。

なお、損害賠償金52万9,000円につきましては、損害保険会社から相手方に直接支払うこととなっております。

この事故に係る損害につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております承認第1号に対する質疑は、3月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 5. 第1号議案

日程第 6. 第2号議案

日程第 7. 第3号議案

日程第 8. 第4号議案

日程第 9. 第5号議案

日程第10. 第6号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第5、第1号議案から日程第10、第6号議案までの令和元年度各会計補正予算6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第1号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

まず、今回の補正予算の歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、ふるさと納税の増収に伴い、ふるさと納税管理業務委託料5,560万円を追加計上いたして

おります。

また、今回の補正予算で生じた一般財源については、事業費の財源ではなく、財政調整基金積立金に10億9,740万円を追加計上し、決算見込みに応じた財源調整に活用することといたしております。

土木費におきましては、事業量の確定に伴い、社会資本整備総合交付金事業に要する経費1億4,070万円を減額いたしております。

教育費におきましては、小中学校でのGIGAスクール構想実現のための整備委託料として2億480万円を追加計上いたしております。

GIGAスクール構想とは、子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現を目的として、児童生徒1人1台端末環境と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備等を進める国の事業でございます。

この事業に要する費用に関しましては、本年1月に国の補正予算が可決され、端末については地方財政措置算定分を超えた額に対し国が全額補助を行い、通信ネットワーク整備の経費については国が2分の1の補助を行い、加えて、後の年度に交付税措置がある補正予算債が充当できる手厚い財政措置が講じられております。

本市といたしましても、この有利な財源を最大限に活用するため、令和2年度執行事業を前倒しで計上し、事業の早期執行に取り組んでまいります。

また、平成30年度からの繰越事業費と重複して計上しておりました中学校トイレ改善事業につきましては、繰越事業費において有利な財源が確保できましたことから、1億5,810万円を減額いたしております。

次に、事業実施の財源となります歳入につきましては、国庫支出金におきまして、GIGAスクール校内通信ネットワーク整備補助金及び端末整備補助金として9,660万円を追加計上いたしております。

寄附金におきましては、ふるさと納税の増収に伴い、1億2,000万円を追加計上いたしております。

繰入金におきましては、財政調整基金ほか8基金から基金取り崩しとして4億5,010万円、昨年12月議会において議決をいただきました中間市基金の運用の特例に関する条例に基づき、中間市かんがい揚水施設管理運営基金から繰入運用として4億7,390万円を追加計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ9億5,367万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ239億6,517万7,000円とするものでございます。

次に、第2号議案令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、平成30年度に交付を受けておりました福岡県国民健康保険普通交付金額の確定に伴い、過交付分の返還金を5,810万円追加いたしてお

ります。

また、直営診療施設に対する補助金の申請により、直営診療施設繰出金を1,130万円追加いたしております。これは、国民健康保険直営診療施設でございます中間市立病院の事業に対する補助金を中間市特別会計国民健康保険事業で受け入れ、病院事業会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入の主な内容といたしましては、一般被保険者国民健康保険税を6,510万円、直営診療施設繰出金の増額に伴い、特別調整交付金分を1,130万円、平成30年度退職被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の確定に伴い、返還金を2,210万円追加いたしております。

また、これらの歳入の増加に伴い、歳入欠かん補填収入を1,170万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ6,951万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ61億6,860万6,000円とするものでございます。

次に、第3号議案令和元年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の内容といたしましては、歳入におきまして、地域下水道施設改良基金を地域下水道施設の修繕等に充当するため、地域下水道施設改良基金繰入金1,000万円を追加し、一般会計繰入金を1,000万円減額するものでございます。

以上により、歳入歳出予算総額に増減はなく、歳入歳出それぞれ9,306万円とするものでございます。

次に、第4号議案令和元年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしましては、地域支援事業費における地域介護予防活動支援事業委託料を70万円増額いたしております。

保険事業勘定の歳入といたしましては、地域支援事業費の増額に伴い、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金を合わせて70万円増額いたしております。

また、国及び福岡県から令和元年度低所得者第1号被保険者介護保険料軽減負担金が追加交付されることから、繰入金における財源の組み替えをいたしております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出といたしましては、介護予防支援計画原案作成委託料支払費に関する負担金補助及び交付金を130万円増額いたしております。

また、介護サービス事業勘定の歳入といたしましては、歳出の増加に伴い、居宅支援サービス計画費収入を130万円増額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、介護サービス事業勘定を加えた予算総額を歳入歳出それぞれ51億6,557万5,000円とするものでございます。

次に、第5号議案令和元年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主な内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合へ納付いたします後期高齢者医療広域連合納付金を260万円追加いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料を850万円、保険基盤安定繰入金を510万円減額し、繰越金を1,630万円追加いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ265万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,029万円とするものでございます。

次に、第6号議案令和元年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、収益的収入につきましてご説明申し上げます。収益的収入につきましては、病院事業収益の医業外収益を1,132万円追加いたしております。これは、国民健康保険直営診療施設交付金を申請したことに伴うものでございます。この結果、病院事業収益における予算の総額を21億4,684万3,000円とするものでございます。

次に、一時借入金の限度額を現在の4億円から10億円へ引き上げるについてご説明申し上げます。このたびの限度額の増額につきましては、収益の伸び悩みにより、一時借入金の借入額が限度額の4億円に迫っていること、また、今後の市立病院のあり方次第では多額の費用を要する可能性があることから、これらの事情に備えることを目的とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております各会計補正予算6件に対する質疑は、3月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第11. 第 7号議案

日程第12. 第 8号議案

日程第13. 第 9号議案

日程第14. 第10号議案

日程第15. 第11号議案

日程第16. 第12号議案

日程第17. 第13号議案

日程第18. 第14号議案

日程第19. 第15号議案

日程第20. 第16号議案

日程第21. 第17号議案

日程第 2 2. 第 1 8 号議案

日程第 2 3. 第 1 9 号議案

日程第 2 4. 第 2 0 号議案

日程第 2 5. 第 2 1 号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第 1 1、第 7 号議案から日程第 2 5、第 2 1 号議案までの条例改正 1 5 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第 7 号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたびの条例改正は、移住及び定住の促進、公共施設の再編、その他本市が直面している課題に、より効率的に対処し、良質な市民サービスを提供していくために機構改革を実施することに伴うものでございます。

機構改革の主な内容といたしましては、まず、私の公約を初めとする総合的な政策実現のため、部と同等の組織として設置した市長公室につきましては、トップセールス及び市内外への情報発信機能に特化したコンパクトな組織とするため、現行の組織を廃止して、総務部に課と同等の組織として市長公室を新設いたします。

また、本市が所有する公共施設の効率的運用を集中的に推進するに当たって、組織の強化を図る必要がありますことから、財政課公共施設管理室を廃止し、総務部に課と同等の組織として公共施設管理室を新設いたします。

次に、各部が所掌する事務につきましては、先ほどご説明申し上げました機構の見直しに伴う事務の移管に加え、事務の関連性を考慮し、世界遺産を初めとする観光振興の事務を建設産業部に移管いたします。

以上の機構改革により、9 部 3 0 課 2 局から成る本市の機構を 8 部 3 1 課 3 局とし、あわせて関係する事務分掌の見直しを行うものでございますが、議決をいただきましたら、課及び係につきましても、ふるさと納税、子育て支援、定住促進などの事務について、選択と集中及び適切な事務の分配の観点から機構の構築を行ってまいります。

なお、条例の施行日につきましては、令和 2 年 4 月 1 日といたしております。

次に、第 8 号議案中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆる P F I 法に基づき整備する公の施設の維持管理、運営等を指定管理者制度を活用して行う場合において、これらの制度を円滑に機能させるため、同法の規定に基づき公募によって選定された民間事業者を指定管理者の候補者として選定する場合の手続の特例を

定めるものでございます。

改正の主な内容といたしましては、P F I 法に基づき公募によって選定された事業者について、指定管理者制度上の公募によらず、当該公の施設の指定管理者の候補者として選定できるものとする規定を加えるものでございます。この場合におきましても、当該事業者を指定管理者の候補者として選定するに当たっては、あらかじめ事業計画書、収支計画書、当該事業者の経営状況を説明する書類など、公募による選定の場合と同様の書類の提出を求め、総合的に判断を行うこととしております。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第9号議案中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、生活保護に関する事務の実施に関し、市民サービスの向上と事務の効率化を目的として、生活保護システムを導入したことに伴うものでございます。

改正内容についてご説明申し上げます。

まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の規定により、マイナンバーを利用した事務を独自に実施するには、条例に定めをおく必要がありますところ、生活に困窮する外国人に対して生活保護法の規定に準じて実施する保護に関する事務につきましては、同法ではなく、当時の厚生省の通知に基づく行政措置として実施されておりますことから、日本人と同様にマイナンバーを活用した効率的な情報の管理等を行うため、独自利用について定めるものでございます。

また、マイナンバーを含む特定個人情報について、同一執行機関内において、自己が保有する特定個人情報を異なる事務で利用するには、条例に定めをおく必要がありますことから、外国人に関する措置を含む生活保護に関する事務について、市長の行う他の事務との相互利用を行うための規定を設けるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和2年4月1日といたしております。

次に、第10号議案中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、成年被後見人の権利を一律に制限する仕組みが国において見直されたことに伴うものでございます。

主な改正内容といたしましては、印鑑の登録を受けることができない者について、成年被後見人としているものを、国の見直しの趣旨を踏まえ、意思能力を有しない者に改めるものでございます。

また、用字用語の見直しもあわせて行っております。

条例の施行日につきましては、令和2年4月1日といたしております。

次に、第11号議案中間市コンプライアンス条例及び中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

改正の主な内容といたしましては、来年度から実施される会計年度任用職員制度におきまして、報酬等の区分が見直され、採用の区分に応じ報酬または給料が支給されることに伴い、給料を支給されることとなるいわゆるフルタイム会計年度任用職員の公務災害に係る補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の規定に準じることとする規定を新たに設けるものでございます。

また、会計年度任用職員に係る所要の改正をあわせて行うものであります。

なお、条例の施行日につきましては、令和2年4月1日といたしております。

次に、第12号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法により、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部が改正されたことに伴うものでございます。

主な改正内容といたしましては、住民基本台帳法の一部改正により、住民票の除票の写しまたは除票記載事項証明書及び戸籍の附票の除票の写しの交付の制度が設けられましたことから、これらの事務に係る手数料を定めるものでございます。

また、マイナンバー法の一部改正により、通知カードが廃止されますことから、当該カードの再交付手数料に係る規定を削除するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和2年4月1日とし、通知カードの再交付手数料に係る部分を含む改正については、法の規定を踏まえ、令和2年4月1日またはデジタル手続法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日といたしております。

次に、第13号議案中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、子ども医療証の交付対象者の負担の軽減及び業務の効率化を図るため、子ども医療証の交付手続を簡素化することを目的とするものでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、子ども医療費の受給資格の認定を受けた者が毎年10月以降に引き続き子ども医療費の受給資格の認定を受けるための申請に関する規定を削除するものでございます。

また、用字用語の見直し等もあわせて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、令和2年4月1日といたしております。

次に、第14号議案中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、市町村が従うべきとされている基準が、本年4月1日以降は参酌すべき基準となることに伴うものでございます。

現在、本市におきましては、放課後児童健全育成事業所ごとに、所定の研修を修了した放課後児童支援員を1人以上配置することとし、本年3月31日までの間は、当該支援員に研修終了予定者を含めるものとする経過措置を設けております。

この基準につきましては、厚生労働省令であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において市町村が従うべき基準とされておりますことから、同省令と同一の基準となっておりますところ、本年4月1日以降は参酌すべき基準とされ、これを十分に参照した結果であれば、地域の実情に応じて同省令と異なる内容を定めることができることとなりました。

これを踏まえ、本市の取り扱いを検討いたしました結果、本市でも全国と同様に保育人材が不足しており、放課後児童支援員の急な退職等で人員基準が満たせなくなった場合にサービスの提供ができなくなるおそれがあることや、放課後児童健全育成事業について従来と同様の質を担保する必要があることから、同省令ではこの経過措置は延長されておりましたが、市独自の対応として、一定期間、経過措置期間の延長を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、係る本市の事情を踏まえ、人員基準を緩和する経過措置の期間につきまして、今月31日までとされているところを、令和7年3月31日まで延長するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和2年4月1日といたしております。

次に、第15号議案中間市長寿祝金条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本市の長寿祝金給付事業につきましては、平成30年6月市議会において、給付対象者及び給付金額の見直しを内容とする条例改正について議決をいただいたところでございます。この見直しにより生じた財源につきましては、国の推進する地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の充実に活用させていただいたところであり、健康寿命を延ばす介護予防事業や認知症施策に精力的に取り組んでまいりました。

今回の条例改正は、高齢化率の高い本市におきましては、これらの取り組みをさらに推進するための財源の確保を目的として、改めて給付対象者を見直すものでございます。

条例改正の内容といたしましては、まず、給付対象者につきまして、満88歳及び満99歳以上の方から、満100歳の方とするものでございます。

また、給付金額につきましては、給付対象者の年齢区分別に1万円または3万円としておりましたが、年齢区分がなくなりましたことから、一律の3万円とするものでござい

す。

今回の改正につき議決をいただきましたら、これにより生じる財源を地域包括ケアシステムの構築に向けた施策のさらなる充実に活用させていただき、引き続き、介護予防事業や認知症施策に精力的に取り組んでまいります。

なお、条例の施行日につきましては、令和2年4月1日といたしております。

次に、第16号議案中間市地域総合福祉会館設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、中間市地域総合福祉会館、いわゆるハピネスなかまに係る財政負担を軽減するため、運営方法の見直しを行うものでございます。

皆様ご存じのとおり、本市におきましては、厳しい財政状況が喫緊の課題となっておりますことから、私が本部長を務めます中間市行政改革推進本部において、係る課題を解決するべく検討を重ねてまいりました。

その課題の一つであるハピネスなかまの運営方法につきましては、本市の財政状況、施設の維持管理費や利用者の利用状況などを総合的に勘案し、推進本部におきまして、休館日につきましては現在の毎週月曜日から毎週月曜日及び火曜日に、閉館時間については21時から18時に変更することとし、ケア・プール等の館内の一部の施設については廃止することといたしました。

改正の内容といたしましては、現在、使用時間が21時までとなっている館内施設につきましては、閉館時間に合わせ、18時までとするものでございます。また、廃止する館内施設に係る記述を削除するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和2年7月1日といたしております。

次に、第17号議案中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、重度障害者医療証の交付対象者の負担の軽減及び業務の効率化を図るため、重度障害者医療証の交付手続を簡素化することを目的とするものでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた者が毎年10月以降に引き続き重度障害者医療費の受給資格の認定を受けるための申請に関する規定を削除するものでございます。

また、用字用語の見直し等もあわせて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、令和2年4月1日といたしております。

第18号議案中間市人権センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、中間市行政経営プラン（改訂版）及び中間市使用料・手数料見直しに関する基本方針に基づき、中間市人権センター使用料の見直しを行うものでございます。

改正の内容といたしましては、同センターの各室の1時間当たりの使用料につきまして、

施設利用者に対して適切な受益者負担を求める観点から、施設の建設費及び維持管理費並びに現在の利用状況を勘案し、研修室にあつては１６０円、会議室にあつては１４０円、教養文化室にあつては１３０円、調理室にあつては１２０円引き上げるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和２年４月１日といたしております。

次に、第１９号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、国民健康保険税の税率改定を行うもの、及び昨年１２月２０日に閣議決定された令和２年度税制改正の大綱を受けて、国民健康保険法施行令の一部が改正され、本年４月１日に施行されることに伴うものでございます。

まず、国民健康保険税の税率改定に係る部分についてご説明いたします。

国民健康保険は、平成３０年４月から都道府県単位化され、都道府県が財政運営の責任主体となっておりますところ、このたび、福岡県から令和２年度に福岡県に納付する国民健康保険事業費納付金額及び納付金を納付するための必要保険税額が提示されました。

まず、令和２年度の国民健康保険事業費納付金につきましては、県単位化による構成市町村の負担軽減を図るために福岡県が独自で実施している激変緩和措置の見直しが行われたことに伴い、前年度から２，４００万円の増額となっております。

次に、納付金の主な財源となります国民健康保険税の必要額につきましては、納付金額の増加に伴い、前年度から２，８００万円の増額となっております。

本市の国民健康保険税は、国民健康保険被保険者数の減少に伴い、税収が減少傾向にあることから、現行の税率では県が提示する保険税の必要額を確保することが困難になっております。

また、本市の特別会計国民健康保険事業は、９億円を超える累積赤字を抱え、大変厳しい財政状況でありますことから、単年度収支を改善させ、国保財政の健全化を図ることが必要不可欠でございます。

これらのことから、国民健康保険税の税率改定を行うものでございます。

なお、この議案の上程に先立ち、国民健康保険税の税率改定について、本市の国民健康保険運営協議会にお諮りしましたところ、国民健康保険税の税率改定を行うとともに、医療費の適正化対策に積極的に取り組み、国及び県に対し、国民健康保険の構造的な問題の解決に必要な措置を講じるよう求めることを要請するという答申を受けております。

主な条例改正の内容といたしましては、国民健康保険税のうち、医療保険分となる基礎課税額の均等割額を２万２，６００円から２万４，５００円に、平等割額を２万３，２００円から２万５，０００円に、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を８，４００円から８，８００円に、平等割額を６，０００円から６，３００円に、介護納付金課税額の均等割額を６，０００円から７，０００円に、平等割額を３，０００円から４，５００円に、所得割額の税率を１．８０％から２．２０％に改定するものでございます。

今回の税率改定により、令和２年度におきましては、約２，８００万円の歳入増加を見込んでおります。

続きまして、令和２年度税制改正の大綱及び国民健康保険法施行令一部改正に係る部分についてご説明申し上げます。

条例改正の内容でございますが、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を６１万円から６３万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を１６万円から１７万円に引き上げる一方、低所得の世帯に対する軽減措置の拡充といたしまして、５割軽減及び２割軽減の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を、５割軽減にあつては２８万円から２８万５，０００円に、２割軽減にあつては５１万円から５２万円に引き上げ、国民健康保険税の負担軽減を図るものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、政令の施行日に合わせ、令和２年４月１日といたしております。

次に、第２０号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、低所得者の介護保険料の軽減に係る財源が満年度化することに伴うものでございます。

介護保険料につきましては、平成２７年度から、消費税による公費を投入して低所得者の介護保険料の軽減を行う負担軽減措置の仕組みが設けられております。

本年度は、昨年１０月の消費税率引き上げを踏まえ、市町村民税非課税世帯である第１段階から第３段階までの保険料が軽減されておりますが、令和２年度は、年度の当初から消費税率引き上げの影響が及ぶことを踏まえ、軽減強化の財源が満年度化されますことから、さらに軽減措置の強化を図るものでございます。

具体的な内容についてご説明申し上げます。

まず、第１段階につきましては、保険料率を０．３７５から０．０７５を減じた０．３とし、年額で２万６，７１６円から２万１，３７３円に引き下げるものでございます。

また、第２段階にあつては保険料率を０．６から０．１を減じた０．５とし、年額で４万２，７４６円から３万５，６２２円に引き下げ、第３段階にあつては保険料率を０．７２５から０．０２５を減じた０．７とし、年額で５万１，６５１円から４万９，８７０円に引き下げるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和２年４月１日とし、令和元年度以前の年度分の介護保険料については、従前の例によることとする経過措置を設けることといたしております。

次に、第２１号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、国におきまして、保証人、敷金及び公営住宅の修繕費用に係る取り

扱いが見直されたこと、並びに民法の改正により法定利率が見直されたことに伴うものでございます。

条例改正の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、保証人につきまして、高齢化の進展に伴い、今後、公営住宅の入居に際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されるところ、保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることがないように、国において、保証人の設定を求めないこととする取り扱いに見直されました。

現在、本市の市営住宅に入居する際は、家賃に相当する使用料の徴収を確保するため、入居者に連帯保証人の設定を求めています。高齡化率の高い本市におきましても同様の問題が懸念されますことから、連帯保証人の設定を求めないこととし、当該規定を削除するものでございます。

また、敷金につきまして、民法改正により、敷金の充当等の取り扱いについて、明文の規定が設けられたことを受けて、国においても同様の取り扱いとされましたことから、条例において改正後の民法と同様の規定を設けるものでございます。

また、修繕費用の負担等に関しまして、市営住宅及び共同施設における修繕に要する費用のうち、入居者が負担するものについては、これまでは条例で定められておりましたが、国の取り扱いにおいて特約として取り扱われるため、具体的な内容を市長が定めることとされましたことから、同様の規定に改めるものでございます。

次に、法定利率につきましては、民法において、年利５％とされていたものを昨今の経済事情における低金利の状況を踏まえ、現実的に即して、年利３％に変動制を加えた利率に見直されましたことから、同様の内容に改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和２年４月１日といたしております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております条例改正１５件に対する質疑は、３月５日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第２６、第２２号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第２６、第２２号議案中間市出張所設置条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第２２号議案中間市出張所設置条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。本市では、昭和５３年に東部出張所、平成２３年に西部出張所を開設し、主に市民課所

管の証明発行業務を行っております。

しかしながら、人口の減少やマイナンバー制度の導入による公共団体間の情報連携の進展など、出張所の設置当時から社会情勢が大きく変化し、近年は市民の方が証明書を直接取得する機会は減少しております。

これに伴い、証明書の発行件数及び手数料収入も減少傾向にあり、収支が釣り合っていない状況でございます。

具体的に申し上げますと、平成30年度実績は、収入金額約550万円、支出金額約2,370万円で、差し引き約1,820万円の支出超過となりました。

また、令和元年度は、収入金額約510万円、支出金額2,970万円で、差し引き約2,460万円の支出超過となる見込みでございます。

このように、出張所の運営には多額の一般財源を要していることから、これを継続することは、本市の財政を逼迫する大きな要因となります。

係る事情を踏まえ、先ほど第16号議案にてご説明申し上げました中間市行政改革推進本部において検討を重ねました結果、出張所施設の維持経費や人件費などの経常的経費を抑制し、出張所に配置した人員を他の部署に配置することにより、市民サービスを充実することができるとの結論に達し、出張所を廃止するものでございます。

今後につきましては、出張所の廃止による市民サービスの低下を招かないよう、証明発行並びにマイナンバーカードの申請及び交付に関する時間外窓口の実施を検討いたしております。

なお、条例の施行日につきましては、市民の方への周知期間を踏まえ、令和2年10月1日といたしております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第22号議案に対する質疑は、3月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第27．第23号議案

日程第28．第24号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第27、第23号議案及び日程第28、第24号議案の契約の締結2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第23号議案中鶴地区定住促進住宅（1期）整備事業契約について、提案理由を申し上げます。

現在、本市では福岡県と連携を図り、国庫補助事業であります地域居住機能再生推進事業を活用し、老朽化した公営住宅等の建てかえを中心とする中鶴地区建替事業を進めております。

この事業におきましては、快適な住まい環境を創出し、本市の定住人口の増加や地区全体の活性化を図るため、建てかえで発生する余剰地等に、子育て世代を中心とした中堅所得者をメインターゲットとする地域優良賃貸住宅を整備する計画となっております。

地域優良賃貸住宅の整備に当たりましては、民間のノウハウによる質の高いサービスの導入や財政支出の平準化等を目的として、中間市第4次総合計画に基づき、PFI事業として実施することといたしました。

係る方針のもと、中鶴地区定住促進住宅（1期）整備事業として、平成30年9月定例市議会において、この事業に係る債務負担行為を含む予算についての議決をいただいた上で事業者の公募及び選定を進めてまいりましたが、優先交渉権者の選定には至りませんでした。

これを受けまして、PFI事業としての実施の可否について、事業者との複数回に及ぶヒアリング等を踏まえて検討を重ねました結果、PFI事業による実施の可能性があるとの結論に至りましたことから、改めて昨年3月定例市議会におきまして、この事業に係る債務負担行為を含む予算について議決をいただき、予定価格を10億944万9,000円として、再度募集をいたしました。

この募集に対しましては、1グループから企画提案書の提出がありましたことから、その内容について、中間市中鶴地区定住促進住宅整備事業選定委員会において審査を行い、昨年11月19日に「Livableなかま」を優先交渉権者に決定し、事業の協議に関する基本協定を本年1月16日付で締結いたしました。

その後、事業実施に関する協議を重ねまして、事業の実施に当たって優先交渉権者が特定目的会社を設立することを定める基本協定の規定に従って「Livableなかま」を構成する企業が設立しました特定目的会社である「株式会社Livableなかま」と、この事業に係る仮契約を先月20日付で締結いたしております。

それでは、その契約内容につきまして、ご説明申し上げます。

契約金額は、10億889万1,773円で、事業内容は、既存建築物の解体、住棟の設計及び建設、維持管理、運営に関する業務となっております。

事業場所につきましては、中鶴店舗付改良住宅跡地及び遊技場跡地となっております。

事業期間につきましては、議決をいただいた日から令和33年3月31日までとなっております。

建物の概要につきましては、床面積約3,226平方メートル、鉄筋コンクリートづくりの建物で、整備戸数は3LDKタイプ及び2LDKタイプ合わせまして30戸となっております。また、駐車場につきましては、51台分が整備される予定でございます。

次に、契約金額の内訳につきましては、施設整備費が7億4,547万4,751円、維持管理費が2億6,341万7,022円となっております。

負担方法等につきましては、施設整備費にあつては3億2,835万円を今後申請を予定しております国の地域居住機能再生推進事業補助金から4億1,712万4,751円を30年間の割賦方式により家賃収入等から支払うこととなっております。

また、維持管理費につきましては、維持管理期間である30年間の家賃収入等から支払うこととなっております。

この契約の締結に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、1件の予定価格が1億5,000万円以上の公共施設等の買入れについて契約を締結する場合におきましては、議会の議決が必要とされておりますことから、議決を求めるものでございます。

次に、第24号議案中鶴更新住宅（2期）新築工事（建築工事）請負契約について、提案理由を申し上げます。

現在、本市では、先ほど第23号議案でご説明申し上げましたとおり、福岡県と連携を図り、国庫補助事業であります地域居住機能再生推進事業を活用し、中鶴地区建替事業を進めております。このうち、改良住宅の建てかえにつきましては、現入居者の仮移転の負担軽減や円滑な建てかえ、更新住宅（1期及び2期）と公営住宅の集約による各コストの軽減などの観点から、建設計画及び今後の維持管理計画等を考慮した結果、例外的に一部非現地建てかえとして事業を進め、昨年9月末に更新住宅（1期）が竣工いたしております。

また、改良住宅の建てかえにつきましては、改良住宅の一部が特定鉱害復旧対策工事の対象として設定されておりますことから、更新住宅（2期）につきましても、更新住宅（1期）と同様に、その建設事業費の一部を公益財団法人特定鉱害復旧事業センターが負担することとなっております。

それでは、今回計画しております中鶴更新住宅（2期）の概要について、ご説明申し上げます。

まず、建築場所につきましては、中鶴更新住宅（1期）の北側で、敷地面積は約4,200平方メートルとなっております。

次に、建物につきましては、建築面積約730平方メートル、延床面積約2,880平方メートルの鉄筋コンクリートづくりの5階建ての建物で、整備戸数は50戸、現在、中鶴改良住宅に住居している方々のうち、50世帯が入居することとなっております。また、中鶴更新住宅（2期）の整備に併せて、敷地内に改良住宅及び公営住宅に居住している方々が使用するための集会所を建設することとなっております。

建物の概要といたしましては、建築面積約267平方メートル、延床面積約201平方メートルの鉄筋コンクリートづくり平屋建ての建物となっております。

なお、中鶴更新住宅（２期）新築工事につきましては、本件建築工事を本年度に、機械設備工事、昇降機設備工事及び外構工事を来年度に発注することとしております。

本件工事に係る請負契約につきましては、先月１８日に予定価格を８億７，６８２万７，６００円とし、条件付一般競争入札を実施しましたところ、「株式会社サカヒラ」が７億８，９１４万４，４００円で落札いたしましたことから、同日付で同社と仮契約を締結いたしております。

この契約の締結に当たり、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、１件の予定価格が１億５，０００万円以上である工事の請負契約を締結する場合におきましては、議会の議決が必要とされておりますことから、議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております契約の締結２件に対する質疑は、３月５日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第２９．第２５号議案

日程第３０．第２６号議案

日程第３１．第２７号議案

日程第３２．第２８号議案

日程第３３．第２９号議案

日程第３４．第３０号議案

日程第３５．第３１号議案

日程第３６．第３２号議案

日程第３７．第３３号議案

日程第３８．第３４号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第２９、第２５号議案から日程第３８、第３４号議案までの令和２年度各会計予算１０件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第２５号議案から第３４号議案までにつきましては関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

まず、第２５号議案となります令和２年度中間市一般会計予算について、市政運営の所信の一端を申し述べますとともに、その概要についてご説明申し上げます。

令和の新時代において、国ではＳｏｃｉｅｔｙ５．０の実現や人口減少下での地方政策

の強化などさまざまな経済施策が展開されておりますが、その効果は未だ地方にまで十分に波及しておらず、社会保障関連経費の増加などから大変厳しい予算編成となっております。

しかしながら、限られた財源を有効に活用し、選択と集中を行うことで、収支のバランスのとれた持続可能な市政運営を目指した予算編成を行いました。

それでは、歳出の主なものをご説明いたします。

まず、性質別経費から申し上げます。

人件費につきましては、令和元年度と比べ0.6%増額の31億3,280万円となり、一般会計全体に占める割合は約16%となっております。

この増加の原因としましては、令和2年度から会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、令和元年度まで物件費として計上されていた臨時職員の経費が人件費として計上されることによるものでございます。

公債費につきましては、令和元年度の借換債の実施に伴い、令和元年度と比べ8億3,600万円減額となる10億6,970万円となっております。

次に、目的別の主な事業についてご説明申し上げます。

総務費におきましては、黒字で決算を行うために確保しておくべき資金の明確化や財政再建に向けた準備のため、財政調整基金積立金に11億3,200万円計上いたしております。

また、市庁舎及び市民会館の照明や空調設備等を改修し、施設の省エネルギー化を図る、カーボンマネジメント強化事業に2億8,450万円を計上いたしております。この事業は令和元年度に実施設計を済ませ、令和2年度に設備更新工事を実施する計画となっております。

民生費におきましては、令和2年度から幼稚園が2園、新制度幼稚園に移行することに伴い、施設型給付費を2億890万円計上いたしております。

衛生費におきましては、本市の保健センター内に開設する子育て世代包括支援センターの運営費を830万円計上し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施してまいります。

農林水産業費におきましては、中間市森林環境譲与税基金を活用して、庁舎南側市民フロアに木製ローカウンターを設置する費用として150万円計上し、木材利用の促進を図ってまいります。

土木費におきましては、継続して取り組んでおります中鶴地区の市営住宅建替事業につきまして、中鶴更新住宅2期新築工事を12億1,080万円、PFI事業で建設する建物に対する経費として公有財産購入費を3億6,470万円計上し、地区全体の新たなまちづくりに向けた取り組みをさらに推進してまいります。

消防費におきましては、老朽化した消防資機材搬送車の更新費用に1,440万円を計

上し、災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

教育費におきましては、聖火リレー実施事業負担金として700万円を計上し、聖火リレーを通じて国家事業に貢献してまいります。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

地方自治体における歳入予算の柱であります市税につきましては、市民税が2,430万円減額となり、その他の全税目がわずかに増加となるため、市税総額で38億8,780万円を計上し、令和元年度と比べ1,210万円の減額となっております。

歳入におけるもう一つの柱であります地方交付税につきましては、国の地方財政計画において、令和元年度と比べ2.5%の増額となっていることから、普通交付税におきましては、令和元年度の交付決定額と比べ1億1,050万円増額の46億1,600万円を計上いたしております。

しかしながら、実質的な普通交付税であります臨時財政対策債につきましては、地方財政計画において、令和元年度と比べ3.6%の減額となっていることから、令和元年度決定額から1,410万円減額となる3億7,870万円を計上いたしております。

市税及び交付税の大幅な増収が見込めない状況の中、積極的な取り組みを進めておりますふるさと納税は、引き続き好調でありまして、令和2年度は7億円を予算計上いたしております。

以上により、令和2年度一般会計予算は、令和元年度と比較して7億5,256万5,000円の増額、率にして4.0%増の歳入歳出それぞれ194億956万5,000円を計上いたしております。

次に、第26号議案令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について、提案理由を申し上げます。

まず、国民健康保険事業費納付金及び国民健康保険税についてご説明申し上げます。

先ほど第19号議案でご説明申し上げましたとおり、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となっておりますところ、福岡県が実施しております県単位化への移行に係る激変緩和措置が見直されたことに伴い、歳出におきまして、国民健康保険事業費納付金を前年度から2,400万円増額となる12億690万円計上いたしております。

また、国民健康保険事業費納付金の財源となります国民健康保険税につきまして、福岡県から提示を受けております必要保険税額を確保することが困難となることから、第19号議案にて税率の改定を含む条例改正を本定例市議会に上程いたしました上で、歳入におきまして、8億780万円を計上いたしております。

この内訳といたしましては、現年課税分として、医療給付費分が5億3,870万円、後期高齢者支援金分が1億8,080万円、介護納付金分が4,600万円でございます。

次に、その他の部分についてご説明申し上げます。

まず、歳出といたしましては、保険給付費として35億1,360万円、保健事業費と

して3,800万円、これらに伴う事務費を総務費として1億1,530万円計上いたしております。

また、歳入といたしましては、県支出金として35億6,690万円、繰入金として5億1,100万円、諸収入として1,290万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億22万8,000円とするものでございます。

さきに申し上げましたとおり、平成30年4月から国民健康保険は都道府県単位となりましたが、制度改革後も市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険税の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業について、従来どおり適切に実施するものとされております。

本市におきましても、引き続き、保健事業への取り組みをさらに強化することにより、被保険者の健康増進による医療費の適正化に努めるとともに、国民健康保険税等の歳入の確保に最大限努力し、国民健康保険財政の健全化を図ってまいり所存でございます。

次に、第27号議案令和2年度中間市住宅新築資金等特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出につきましては、住宅新築資金等貸付金の回収に要する経費として、弁護士相談委託料30万円、補償補填及び賠償金100万円などを計上いたしております。

次に、歳入につきましては、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金として10万円、貸付金の元利収入として120万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ139万4,000円とするものでございます。

今後とも、貸付金の回収に最大限努力する所存でございます。

次に、第28号議案令和2年度中間市地域下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、曙下水処理場及び中鶴下水処理場の維持管理委託料を5,670万円、両下水処理場の修繕料及び光熱水費を2,070万円、事務処理に要する経費を300万円計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、下水道使用料を5,230万円、一般会計繰入金を3,010万円、地域下水道施設改良基金繰入金を950万円計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,191万3,000円とするものでございます。前年度より114万7,000円減額いたしております。

次に、第29号議案令和2年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出といたしましては、公有財産購入費を10万円計上いたしております。

次に、歳入といたしましては、市債として１０万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ１０万円とするものでございます。

次に、第３０号議案令和２年度中間市介護保険事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出における主なものといたしましては、介護サービス利用に伴う保険給付費を４５億５，４２０万円、高齢者の地域での生活を総合的に支援する地域支援事業費を５億２７０万円、総務費を１億８８０万円計上いたしております。

また、歳入の主なものといたしましては、６５歳以上の第１号被保険者の介護保険料を９億７，７００万円、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金を１２億１０万円、支払基金交付金を１３億１，９２０万円、県支出金を７億１，９１０万円、一般会計繰入金を８億２，５６０万円計上いたしております。

以上により、保険事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ５１億６，７４１万５，０００円を計上いたしております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出の主なものといたしましては、職員人件費、会計年度任用職員人件費及び予防給付ケアプラン作成委託料支払負担金等の居宅介護支援事業費として３，３４０万円を計上いたしております。

また、歳入の主なものといたしましては、予防給付費収入として３，３４０万円を計上いたしております。

以上により、介護サービス事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ３，３４６万４，０００円を計上し、保険事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ５２億８７万９，０００円とするものでございます。

今後も高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえ、超高齢社会に対応するべく、適正な介護給付と介護予防事業の拡充を図り、本市の介護保険制度のさらなる充実と保健福祉関連施策の安定的な運営に努力してまいり所存でございます。

次に、第３１号議案令和２年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金として８億３，１００万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料として６億２，２９０万円、一般会計繰入金として２億２，１９０万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ８億５，１９８万円とするものでございます。

今後も福岡県後期高齢者医療広域連合とのきめ細やかな連携により、安心、信頼の医療の確保及び被保険者の予防医療の推進並びに保険料の収納率向上を図り、より一層の効率的運営に努力してまいります。

次に、第32号議案令和2年度中間市公共下水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和2年度の水洗化戸数は1万3,876戸を予定し、年間の総処理水量272万立方メートル、1日当たりの平均処理水量7,465立方メートル、年間有収水量258万立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

公共下水道事業収益の主なものといたしましては、下水道使用料4億2,290万円、他会計補助金5億517万円、長期前受金戻入益3億4,451万円を計上しており、総額13億3,466万円といたしております。

公共下水道事業費用の主なものといたしましては、流域下水道維持管理負担金3億2,696万円、減価償却費7億1,139万円、支払利息及び企業債取扱諸費1億7,011万円を計上しており、総額13億655万円といたしております。

その結果、令和2年度は消費税を含めまして2,810万円、消費税を除きますと306万円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

資本的収入の主なものといたしましては、建設改良の財源として建設改良企業債3億8,980万円、国庫補助金1億9,550万円を、また、企業債の償還を資産の耐用年数内で繰り延べることを目的とした高資本費対策借換債45億9,210万円を計上しております。総額53億4,340万円といたしております。

資本的支出の主なものといたしましては、建設改良費10億7,484万円、高資本費対策借換債発行に伴う繰り上げ償還を含めた企業債償還金45億3,978万円を計上しており、総額56億1,613万円といたしております。

また、令和2年度の下水道工事につきましては、七重町地区など市内17カ所で実施する予定といたしております。

なお、資本的収支の不足額2億7,273万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填する予定でございます。

次に、第33号議案令和2年度中間市水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和2年度の給水戸数は、中間市と遠賀町を合わせまして2万8,025戸を予定し、年間の総配水量を628万立方メートル、1日当たりの平均配水量を1万7,209立方メートルといたしまして、年間有収水量を552万立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

水道事業収益につきましては、10億9,668万円を計上いたしております。その主な収益といたしましては、給水収益の9億1,393万円でございます。

また、水道事業費用につきましては、10億6,968万円を計上いたしております。

その主な費用といたしましては、原水及び浄水費として2億6,893万円、また、減価償却費として3億5,454万円を計上いたしております。

その結果、令和2年度は消費税を含めまして、2,700万円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

資本的収入につきましては、2億1,529万円を計上いたしております。この主な収入といたしましては、企業債の2億円でございます。

また、資本的支出につきましては、建設改良費、企業債償還元金等で、8億2,064万円を計上いたしております。

この内容といたしましては、令和元年度と同様、配水管の老朽化に伴う配水管の布設替工事を重点的に行うものでございます。その主な工事といたしましては、中間地区におきまして、市道御館・通谷線配水管布設替工事（2工区）など15件、また、遠賀地区における町道藤ヶ本・牟田口線配水管布設工事など計9件、総件数24件を予定いたしております。

以上により、令和2年度の建設改良事業につきましては、総事業費5億8,447万円をもって実施することといたしております。

なお、資本的収支の不足額6億535万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填する予定でございます。

次に、第34号議案令和2年度中間市病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきまして、ご説明申し上げます。

収入につきましては、病院事業収益を20億4,493万7,000円計上いたしております。このうち、医業収益を19億1,525万円計上いたしております。

その内訳といたしましては、入院収益7億7,315万円、外来収益10億4,333万円、負担金4,997万円、その他医業収益4,879万円でございます。

また、医業外収益を1億2,967万円計上いたしております。その主なものといたしましては、他会計補助金4,191万円、負担金交付金3,526万円、長期前受金の戻入4,598万円でございます。

また、支出につきましては、病院事業費用を20億4,397万6,000円計上いたしております。その主なものといたしましては、医業費用におきまして、給与費10億5,674万円、薬品等材料費5億3,855万円、委託料等経費3億4,190万円、減価償却費6,648万円、資産減耗費900万円を計上いたしております。また、医業外費用におきまして、支払利息を963万円、特別損失におきまして、1,300万円計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出につきまして、ご説明申し上げます。

収入につきましては、資本的収入を6,634万2,000円計上いたしております。その主なものといたしましては、固定資産整備企業債950万円、他会計負担金5,684万円でございます。

また、支出につきましては、資本的支出を1億402万2,000円計上いたしております。その主なものといたしましては、器械備品等購入費957万円、企業債償還金9,445万円でございます。

なお、資本的支出に対する収入不足額3,768万円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填し、なお不足する額については、一時借入金で措置することといたしております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております令和2年度各会計予算10件に対する質疑は、3月13日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第39. 請願第1号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第39、請願第1号地域総合福祉会館「ハピネスなかま」を存続し、福祉施設を守る請願を議題といたします。

趣旨説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

請願第1号地域総合福祉会館「ハピネスなかま」を存続し、福祉施設を守る請願について、趣旨説明をいたします。

ことし1月15日、中間市行政改革推進本部は、中央公民館を含む5施設について廃止することを決めました。時期については来年度中のものや来年度以降のものとさまざまですが、その中に地域総合福祉会館「ハピネスなかま」があります。

この施設は築18年であり、しかも今年度予算で多額の費用をかけ、外壁の改修を実施したばかりです。

改修に当たっては人命の危険性への配慮は述べられたものの、こうした売却の予定については一切触れられませんでした。また、この「ハピネスなかま」は、福祉避難所であると同時に、中間市の福祉のシンボリック存在でもあります。こうした公共施設についての今後の存亡の問題を市民はおろか利用者にも一切諮らず、本庁の幹部等による会議だけで押し通そうとするのは、地方自治のあり方にも抵触するのではないでしょうか。

今、国会では、内閣の一方的なコロナウイルス対策が問題となっていますが、その教訓からも、現場や専門家の意見に耳を傾け、全市民的問題として取り扱うのが筋だと思います。事は中間市の福祉行政に関わる問題だと思います。市長は若者が定住できる市政を目

指しているようですが、このような福祉に冷たい姿勢は若者を初めとして市民にとっても定住する意欲を失わせる冷たい魅力のない市として映るのではないのでしょうか。

今回の行革本部の決定を見直し、「ハピネスなかま」の存続をすることを求めます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております請願第1号に対する質疑は、3月13日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第40. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第40、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において植本種實君及び柴田広辞君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前11時26分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 植 本 種 實

議 員 柴 田 広 辞

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員